

令和6年度～令和8年度
舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務委託
発注仕様書

令和5年12月

舞鶴市市民文化環境部環境対策室生活環境課

目次

第1章 一般事項

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (適用)
- 第3条 (業務の履行)
- 第4条 (業務の一部再委託)
- 第5条 (貸与品)
- 第6条 (資料の保管)
- 第7条 (安全管理)
- 第8条 (危機管理対応)
- 第9条 (環境への取り組み)
- 第10条 (関係法令遵守)
- 第11条 (報告書等の提出及び協議)
- 第12条 (施設利用)
- 第13条 (費用負担の分担)
- 第14条 (発注仕様書の未達)
- 第15条 (業務の中断)
- 第16条 (履行期間終了に伴う業務引継)
- 第17条 (現行受託業者との引継ぎ)

第2章 特記事項

- 第18条 (施設の概要)
- 第19条 (貸与する重機及び車両等)
- 第20条 (業務の実施)
- 第21条 (業務の概要)
- 第22条 (業務体制)
- 第23条 (現場責任者等)
- 第24条 (現場責任者等の要件)
- 第25条 (技術レベル向上の取組)
- 第26条 (守秘義務)
- 第27条 (施設立ち入り許可権限)
- 第28条 (雑則)
- 第29条 (疑義)

第1章 一般事項

(趣旨)

第1条

舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務委託発注仕様書（以下、「本発注仕様書」という。）は、発注者及び受注者が舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務委託（以下、「本業務」という。）を実施する上で満たすべき業務の水準を定めるものであり、受注者が具体的な実施方法などを提案する上での指針となる。

(適用)

第2条

受注者は、本業務の契約期間中、本発注仕様書を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、本発注仕様書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。
- 3 受注者が提出する提案については、発注者と受注者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条

受注者は、契約書、本発注仕様書、その他関係書類及び関係法令を遵守し、埋立地内を適切に管理することにより一般廃棄物の円滑な処理を行う。また、埋立物を減容化することで埋立地の延命化を図るものとする。

- 2 受注者は、現場責任者等業務従事者に必要な有資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。
- 3 受注者は、本業務が長期にわたり継続するものであることから、受注者の持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- 4 受注者は、本業務が一般廃棄物の処理という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実にを行うものとする。

(業務の一部再委託)

第4条

本業務の実施にあたり、受注者は、書面により発注者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受注者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

- 2 発注者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認められる場

合には承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

第5条

発注者は、受注者に竣工図面等業務に必要な関係書類を貸与する。

(資料の保管)

第6条

受注者は、貸与された関係書類等について責任を持って保管するものとし、発注者の許可なくそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(安全管理)

第7条

受注者は、業務遂行上危険が予想される場合や保安設備の改善が必要な場合は、発注者に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

- 2 受注者は、従事者が危険な作業を行う場合は、危険性をできる限り低減するとともに、関係法令を遵守し、リスク管理や安全対策の徹底に努めなければならない。

(危機管理対応)

第8条

受注者は、震災、風水害、施設の故障等の緊急事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 受注者は緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行うと同時に直ちに緊急連絡表に基づき発注者に連絡しなければならない。
- 3 受注者の提案に基づき、発注者、受注者協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取組)

第9条

受注者は、業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の視点から、環境に配慮した取組を行わなければならない。

(関係法令遵守)

第10条

受注者は、業務履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法令を熟知し遵守するとともに、処分場がその役割を十分果たすことができるように誠実に業務を履行しなければならない。

(報告書等の提出及び協議)

第11条

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出すること。

- 1) 履行体系図
 - 2) 連絡体系図
 - 3) 現場責任者通知書、主任作業員通知書、作業員通知書
(資格等を証明する書類を含む)
 - 4) 業務履行計画書
- 2 受注者は業務着手までに以下の書類を提出すること。
- 1) 年間業務計画書
 - 2) 月間業務計画書 ※毎月翌月分を提出
 - 3) 週間シフト表 ※毎週翌週分を提出
 - 4) 着手届
- 3 受注者は業務期間中に以下の書類を提出すること。
- 1) 作業日報・月間業務報告書(毎月)
 - 2) 年間業務報告書・年度完了届(毎年度)
- 4 受注者が作成して発注者の承認を得た様式に従い、作業日報、月間業務報告書、年間業務報告書、年度完了届を、遅滞なく発注者に提出しなければならない。また、作業日報、月間業務報告書、年間業務報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合は、その都度発注者に報告し、協議しなければならない。

(施設利用)

第12条

受注者は本業務の実施にあたり以下の施設を使用することができる。使用にあたっては清掃等の使用上の管理を行うこととし、破損や汚損などによる弁償は受注者の負担とする。

- ・管理棟共用スペース、(トイレ、洗面所等)
- ・管理棟休憩室

(費用負担の分担)

第13条

本業務における費用負担の分担は以下のとおりとする。

(1) 発注者が負担する費用

- ア 埋立に使用する覆土材及びその他原材料
- イ 第19条に定める貸与する重機及び車両等の保守点検費・修繕費
- ウ 第21条第1項に定める埋立地管理業務に使用する重機等の燃料費（軽油に限る）
- エ 電気料金
- オ 施設設備の修繕費

(2) 受注者が負担する費用

- ア 業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、ゴム手袋、各種安全用具及び生活用具等の物品費
- イ 前項イ・ウで定める費用を除く、埋立地管理業務に使用する重機・車両・資材の調達に要する費用及びこれらの維持管理費、燃料費及び消耗品費
- ウ 覆土運搬業務に使用する重機・車両（バックホウ、ダンプトラック等）の調達に要する費用及びこれらの維持管理費、燃料費及び消耗品費
- エ その他提案に基づき実施する業務に使用する重機・車両（バックホウ、ダンプトラック等）の調達に要する費用及びこれらの維持管理費、燃料費及び消耗品費
- オ 報告書等作成に係る事務用品（諸用紙・文具等消耗品）
- カ 携帯電話等の電話使用料
- キ 工具、補修原材料
- ク 業務の引継ぎ時に必要となる受注者側の人件費等
- ケ その他減容化の業務に必要な経費
- コ その他業務実施のために受注者が設置した機器等の維持管理費

（発注仕様書の未達）

第14条

受注者の原因で本発注仕様書に定める要件が満足できなかった場合は、受注者は速やかに発注者に報告するものとする。この場合において、受注者は、その原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 発注仕様書の未達が一般廃棄物の処理に重大な影響を与えるような場合、発注者及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。

（業務の中断）

第15条

受注者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、その旨を発注者に報告するとともに、業務継続のための対応について、発注者と協議し一般廃棄物の処理に支障を

生じることのないよう誠意をもってこれに対応しなければならない。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第16条

受注者は、本業務に支障が生じることがないように、委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、発注者が指定する者に対象施設・設備の管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。

- 2 受注者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成しなければならない。
- 3 受注者は、本業務が円滑に引継がれるよう、発注者に最大限協力しなければならない。
- 4 業務引継に係る費用は、受注者の負担とする。

(現行受託業者との引継ぎ)

第17条

受注者は、現行受託業者との引継ぎについて、発注者及び現行受託業者と協議を行い、適切な引継ぎ期間を設けることとする。本引継ぎに要する費用については発注者及び現行受注者と協議の上費用負担を決定するものとする。

第2章 特記事項

(施設の概要)

第18条

埋立地の概要は以下のとおりである。

ア 敷地面積	約45,000㎡
イ 埋立面積	約 7,000㎡
ウ 埋立容量	123,000㎡ (土堰堤23,000㎡を含む)
エ 年間埋立予定量	4,500㎡
オ 主な埋立物	焼却残渣・不燃物
カ 埋立・覆土方法	即日セル&サンドイッチ方式
キ 埋立構造	準好気性埋立
ク 遮水設備	ポリエチレンシート 2重構造
ケ 建設年月	第一期工事 平成19年10月から平成22年3月まで 第二期工事 平成31年3月から令和4年3月まで
コ 埋立期間	約15年間

(貸与する重機及び車両等)

第19条

発注者は、受注者に以下の重機等を貸与する。当該重機の燃料費及び保守点検・年次点検費用については発注者の負担とする。なお使用可能範囲はカッコ書きのとおりとする。

- ア 0.7㎡級バックホウ (埋立地内での使用に限る)
- イ 4tダンプトラック (場内での使用に限る)
- ウ 敷鉄板 6096mm×1524mm×22mm：22枚 (埋立地内での使用に限る)
3048mm×1524mm×22mm：12枚 (埋立地内での使用に限る)

- 2 受注者は、上記車両等について、台帳を作成して最適な管理を行い、発注者に報告しなければならない。

(業務の実施)

第20条

受注者は、本業務の実施体制について、契約締結後速やかに発注者と協議を行い、契約書、本発注仕様書に基づき、業務履行計画書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、業務履行計画書に基づいた年間業務計画書、月間業務計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。
- 3 年間・月間業務計画書に記載が必要な事項は、発注者と受注者の協議によるものとする。
- 4 発注者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められ

る場合は、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合、受注者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

- 5 発注者は、緊急を要すると判断した業務については、受注者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受注者は発注者の指示に従い対応するものとする。
- 6 受注者は、埋立地の竣工図面類及び機器等に精通し、適切な管理を行うものとする。
- 7 受注者は、円滑な廃棄物処理体制の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
- 8 受注者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

(業務の概要)

第21条

本業務の概要は次のとおりである。

(1) 埋立地管理業務

埋立地内で実施する以下の業務

ア 廃棄物埋立業務（即日覆土を含む）

搬入される焼却残渣や不燃物等の廃棄物（以下「廃棄物」という）を重機で敷き均し転圧、整地したうえで即日覆土を実施する。

イ 埋立地内管理業務

廃棄物搬入車両がスムーズに廃棄物を投棄できるよう、埋立地内の整地、搬入路への敷鉄板の敷設、搬入場所への誘導等を行う。冬季で一定以上の積雪時には埋立地内の除雪を実施する。

ウ 埋立地監視業務

下記主要構造物等について監視を行い、日報に監視結果を記録する。異常がある場合は直ちに発注者へ連絡する。加えて、飛散ごみの発生予防、発生した飛散ごみの回収を行う。

- ・擁壁
- ・保護シート
- ・漏水検知ケーブル
- ・浸出水集排水管
- ・電柱電線
- ・その他埋立地に付属する施設全般

(2) 覆土運搬業務

舞鶴工業高等専門学校（以下「高専」という）裏にある覆土を、最終処分場入り口の覆土仮置場へ毎年度500m³程度運搬する。運搬する覆土の量は発注者が指示する。

(3) その他減容化に係る業務

受注者の提案による埋立てた廃棄物の減容化に係る業務を行う。

(業務体制)

第22条

受注者が満たすべき業務体制は次のとおりとする。

(1) 埋立地管理業務体制

ア 勤務日

日曜日と1月1日～3日を除く毎日

イ 勤務時間

9時00分～17時00分

※昼休憩は12時00分～13時00分とするが、緊急の搬入の際には昼休み中でも埋立作業を実施するものとする。

ウ 配置人員

埋立地内に主任作業員、もしくは作業員を1名以上常駐させる。

(2) 覆土運搬業務体制

ア 配置人数

できる限り少ない日数で実施できるように必要な人員を配置する。

イ 地元、周辺施設への配慮

運搬中は高専周辺に2名、日本板硝子株式会社（以下「板ガラス」とする）舞鶴工場2号地内に1名の交通整理員を配置する。また、覆土の搬出場所に当たる高専裏では敷鉄板の敷設、運搬車両の足回り洗浄を行うなど、周辺地域や近隣施設への騒音、振動に配慮し運搬を実施することとする。

ウ 板ガラス、高専との協議

受注者は覆土運搬業務を実施する2週間以上前に、覆土運搬の計画書を作成し発注者に承諾を得たうえで、板ガラスおよび高専担当者へ業務について事前説明を行うこととする。

(3) その他の減容化に係る業務

当該業務の前後において測量等を実施し、埋立てた廃棄物の減容化の効果について発注者に示すこと。

(現場責任者等)

第23条

下記に示す現場責任者および主任作業員を各1名配置する他、埋立地管理業務を行う作業員を1名以上選任すること。

(1) 現場責任者

現場責任者は、業務上必要となる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、業務全体を管理する。また作業現場を月4日以上、各1時間以上施設を巡回し、作業状況を把握するとともに、第21条の業務の概要で示した監視対象物件の目視による点検を実施する。(2)で記載する主任作業員と共に計画書や報告書を作成し、発注者へ提出する。また、埋立地内で異常が発生した場合は直ちに応急対応の指示を主任作業員、作業員へ行うとともに、発注者へ報告し、指示を受ける。

(2) 主任作業員

主任作業員は、現場責任者とともに業務全体を管理する。一週間のうち3日以上作業員として現場に常駐し、埋立地管理業務等を実施することとし、現場の状況を把握し、他の作業員への作業指示を行うほか、現場責任者と共に計画書や報告書を作成する。また、埋立地内で異常が発生した場合は直ちに現場責任者へ連絡し、応急対応の指示を受ける。加えて業務時間外に異常・警報等が発生した場合、現場責任者の求めにより現場に急行し、必要な作業を行う。

(3) 作業員

作業員は、主任作業員の指示のもと、埋立地管理業務を行う。また、埋立地の異常を発見した場合は直ちに主任作業員及び現場責任者へ連絡し、その指示に従って応急対応を実施する。

(現場責任者等の要件)

第24条

現場責任者、主任作業員及び作業員については以下の要件を満たすものを選任すること。

(1) 現場責任者

廃棄物関連法規の知識を有し、廃棄物埋立作業現場もしくは土木工事作業現場での監督経験が10年以上ある者

(2) 主任作業員

廃棄物関連法規の知識を有し、廃棄物埋立現場もしくは土木工事現場での作業経験が10年以上あり、以下の資格を有するもの。

ア 車輛系建設機械運転士（車輛系建設機械運転技能講習終了者）

イ 自動車運転免許（中型自動車免許以上）

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(3) 作業員

廃棄物関連法規の知識を有し、車輛系機械の運転経験が5年以上ある以下の資格を有するもの。

ア 車輻系建設機械運転士（車輻系建設機械運転技能講習終了者）

イ 自動車運転免許（中型自動車免許以上）

（技術レベル向上の取組）

第25条

受注者は、埋立地管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

- 2 受注者は一般廃棄物の埋立管理技術の継承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、発注者に報告するものとする。

（守秘義務）

第26条

受注者は、業務で知り得た発注者の施設及び発注者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て管理している書類や図書を発注者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしたりしてはならない。

（施設立ち入り許可権限）

第27条

受注者は、第三者の施設立入許可権限を有しない。また、履行体系図に記載されている者以外の従業員を施設に立ち入りさせてはならない。ただし、現場責任者が市担当職員の承諾を得て入場させる場合、搬入許可を得た廃棄物運搬車両が入場する場合はこの限りではない。

（雑則）

第28条

受注者は、契約書、本発注仕様書及びその他の関係書類の中に記載されていない事項、また業務履行上で発注者から指示されていない事項であっても、施設管理上必要な業務等を行うものとする。

（疑義）

第29条

本発注仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。